

10.22 人権講話「障害とは」

今日は「障害」について皆さんと考えてみたいと思います。

障害の障は「さまたげる」とか「さえぎる」という意味があるそうです。障害の「害」は、本来は「碍」の字を使っていたそうです。意味は、同じく「さまたげる」とか「さえぎる」という意味です。つまり「障害」があるというのは何かさまたげる「もの」や「こと」があるということになります。では、「障害」は何をさまたげるかについてみんなで考えてみましょう。

「Aさんは転んで右手を骨折してしまいました。Aさんが困ることは何でしょう？」

例えば食事の時、右利きだったらどう食べる？を書く時はどうする？

「ところがAさんまた転んで左手も骨折してしまいました。Aさんは、どんなことが困るでしょう？」

食事や勉強、トイレやお風呂などどうすればいいかな？

手が使えなくて勉強ができないとか、箸がもてなくて食べられない「生活をする上で困ったな」と思っていることが「障害」となります。そこで皆さんに質問です。



「あなたは障がい者になりたいですか？」

「障がい者の中になりたいと思ってなった人はいると思いますか？」

「じゃあ、誰が障がい者になるんだろう？」

誰も自分から障がい者になろうと思ってなるわけではありません。つまり、自分も障がい者になる可能性があるのです。

先ほどのAさんのことを思い出して、自分が障がい者になった時のことを考えてみましょう。自分が困ることが起こった時、骨折してもスプーンがあれば食べられるとか、おにぎりにしてもらえば食べられるとか考えたとしたら…

その時は、「スプーンください」「おにぎりにしてください」といって周りの人に助けを求めましょう。障害があっても手助けがあれば困らない。つまり、障害があることが困る事じゃない。障害とは「障害があっても助けてもらえないこと」なのです。障害があっても、周りに手伝う人がいれば、みんな同じように暮らせる。手助けがないと障害のある人が困ったまま生活することになります。

障害とは
障害があっても
手助けしてもらえない
こと

憲法の12条には、全ての人の自由や幸せになる権利を守るためには、みんなの努力が必要だと書かれています。

世の中の障害(困りごと)について
自分の問題として考え



仲間との対話を通して
障害を乗り越える

世の中には困っている人がたくさんいます。これから始まる人権の授業を通してその人たちのことについて知り、自分だったらどうして欲しいと思うか、自分だったら何かできるだろうかと考えることが大切です。そして、仲間ととことん対話することを通して、障害を乗り越えて自分も相手も幸せを感じて生きることができる誰もが幸せを感じることができると社会を作っていきます。